



『ゼロカーボンチャレンジ2023夏』参加者募集中!~できることから始めよう~

(主催：出雲市地球温暖化対策協議会 (事務局：環境政策課))

チャレンジ期間中に省エネ等のチャレンジ項目に取り組んでいただき、取り組み後に結果を報告していただきます。項目・日数に応じてポイントを獲得でき、100ポイント以上獲得の方にはエコグッズをプレゼントします。(チャレンジ項目例：使っていない部屋の電気を消す、マイバッグで買い物をする等)

チャレンジ期間 7月20日(木)から8月31日(木)まで【報告期間：9月29日(金)まで】

◎参加方法やチャレンジ項目など詳しくは、「出雲エコナビ」ホームページをご覧ください。 [出雲エコナビ 検索](#)

出雲市は、2050年までに「二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロ※」(ゼロカーボン)をめざしています。
※CO₂排出実質ゼロとは、人の生活からのCO₂排出量と、森林などによるCO₂吸収量とを等しくすることです。

市内中小
企業者向け

出雲市ゼロカーボンシティ加速化事業補助金のご案内

自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池設備等を導入する場合、設置費用の一部を補助します。

補助対象となる設備	補助金額
1. 太陽光発電設備 ・市内の事業所等に設置し、発電の50%以上を自家消費するもの ・固定価格買取制度(FIT)等は対象外 など	太陽電池の最大出力(kW)×5万円 【上限125万円】
2. 蓄電池設備 ・上記1の付帯設備で同時設置するもの ・停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと など	蓄電池価格×1/3 【上限40万円】
3. 車載型蓄電池設備(電気自動車) ・上記1の付帯設備で同時設置するもの ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費(CEV)補助金」の対象である電気自動車 など	蓄電容量(kWh)×3万円 【上限CEV補助金の補助額×1.5】
4. 充電設備・充放電設備 ・上記1及び3の付帯設備で同時設置するもの ・経済産業省「CEV普及インフラ補助金」の対象であるもの など	設備価格×1/2×1.5 【上限CEV普及インフラ補助金の補助額×1.5】

※補助要件等の詳細、補助金額や各種様式については、市のホームページに掲載しています。



個人住宅向け

ゼッチ

ZEH(再エネ発電を行い、断熱・省エネ性能に優れた住宅)を市内に新築される場合82万5千円の補助金を交付します。

住宅用太陽光発電設備等の補助金も別途ありますので、詳しくは市のホームページをご覧ください。



おたずね/環境政策課 ゼロカーボン推進室 ☎21-6741

不法投棄(ごみのポイ捨て)は犯罪です!

出雲市では、事業者や地域の代表者、教育関係者などと「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会」を設置しており、ポイ捨て禁止啓発キャンペーン、地域や島根県との連携による不法投棄防止合同パトロールなど、環境美化の取組を行っています。

不法投棄は犯罪です。見つけたら警察または環境政策課へご連絡ください。

不法投棄…5年以下の懲役または1,000万円(法人に対しては3億円)以下の罰金
《廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋》



▲昨年度、環境政策課へ連絡があった不法投棄の写真です。

おたずね/環境政策課 ☎21-6989

8月は「道路ふれあい月間」

「気持ちいい 道路であいさつ につこにつこ」

令和5年度 道路ふれあい月間推進標語 入選作品(国土交通省)

8月は、「道路ふれあい月間」です。みんなで道路や河川の役割や大切さを再確認し、次のことに気をつけ、身近な財産を地域全体で守っていきましょう。

道路に関する情報提供

道路を安全で快適に利用できるよう、市では道路パトロールを行い、維持管理に努めています。「道路が陥没している」「水路が破損している」「街路灯が消えている」などの異常を発見された場合、また、歩道や道路上で不法な立看板や放置自転車などを発見された場合は、情報提供をお願いします。

地域で取り組む活動

地域でのボランティア清掃活動に対し、助成金を交付することができる「道路・河川ふれあい愛護活動支援制度」を設けています。助成金の交付には要件がありますので、ご相談ください。

樹木管理にご協力ください

山林等の樹木が、道路上に倒れたり枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木や枯れ木については、定期的に巡回し、所有者において伐採などの適切な管理をお願いします。

道路に関する情報はこちら▶



〈道路・河川の維持管理についてのおたずね〉 本庁 道路河川維持課 ☎21-6213 / ☎21-6564
平田分室 ☎63-5537 / 佐田分室 ☎84-0116 / 斐川分室 ☎73-9130

農地を守りましょう



“農地”を守ることは、食料の安定供給を図るだけでなく、水を溜める湛水機能があるなど、私たちの生活を守ることに繋がります。

農地を守ることを目的として制定された農地法は、所有者等に対し、農地の適切かつ効率的な利用を義務付け、また、無秩序な開発を防止するため、次のとおり農地の転用を規制しています。

- 農地の転用には、自分の所有する農地を駐車場として使用するなど転用する場合(農地法第4条)や、農地の権利移動(売買等)を伴って転用する場合(農地法第5条)等があり、いずれも農業委員会の許可が必要になります。(農業委員会の許可がなければ、法務局で登記できません。)
- 許可なく転用された場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することになり、元の農地に戻すこと(原状回復)等が命令されたり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)が科せられたりすることもあります。

また、雑草が生い茂り、周辺の方に迷惑をかけるようなケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用に関する手続や疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。

農地パトロールの様子▶



おたずね／農業委員会事務局 ☎21-6762